

川越市環境衛生センター（汚泥再生処理センター）

整備に係るアドバイザー業務委託

仕様書

令和4年度

川越市 環境部 環境施設課

## 第1章 総 則

本仕様書は、川越市環境衛生センター（汚泥再生処理センター）整備に係るアドバイザー業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本仕様書に記載されていない事項は、川越市業務委託契約書の内容による。

### 1 目的

本業務は、本市が計画している（仮称）川越市環境衛生センター（汚泥再生処理センター）整備事業の準備に係る業務を包括して行うものである。

### 2 業務の概要

- (1) 履行期間： 契約締結日から、令和6年3月29日まで（2箇年）
- (2) 対象地域： 川越市大字大仙波 1249 番地 1 ほか
- (3) 業務内容： 本業務の内容については、第2章 業務内容による。
- (4) 委託料の支払い方法等：

委託料の支払い方法については、優先交渉権者選定後の契約交渉にあたり、本市の契約規則に基づき、市との協議により最終的に取り決めるものとする。

### 3 対象施設の概要

川越市環境衛生センターは、主に公共下水道が普及していない区域における、“し尿”や“浄化槽汚泥”の処理を行う施設として、昭和55年4月に稼働を開始した。

施設名称	川越市環境衛生センター
所在地	川越市大字大仙波 1249 番地 1
竣工年度	昭和54年度（稼働は昭和55年4月）
処理能力	150k1/日（し尿 105k1/日・浄化槽汚泥 45k1/日）
水処理方式	標準脱窒素処理方式
放流先	公共下水道（稼働当初は河川放流）
し渣・汚泥処理	ごみ処理場で焼却
設計・施工	荏原インフィルコ株式会社 (現：水 in g エンジニアリング株式会社)

#### 4 整備計画（案）の概要

川越市環境衛生センターは、稼働を開始して以来40年以上が経過し、各部の老朽化が顕著であることから、適正な規模と能力での全面的な更新を行う整備を計画している。

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理方式について

現在の生物処理（微生物による分解・浄化）＋下水放流方式から、より少ない設備構成で処理が可能となる固液分離（脱水機による分離）＋下水放流方式に変更する。

(2) 整備期間

整備工事には、発注手続きも含めて概ね4箇年程度を要する。

(3) 施設規模

施設規模については、今後の運用状況を検討し、過不足のないものとする。

(4) 交付金等

環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」の活用を想定し事業化を進める。

(5) その他

ア 既存施設を運用しながら同一敷地内に新たな処理施設を整備する。

イ 本事業に支障のない既存施設の解体は、新施設稼働後、別途工事として実施する。

ウ 施設計画に際しては、浸水被害を最小限に止めるよう耐水性に配慮する。

なお、洪水ハザードマップによる当該区域の想定最大浸水深は以下のとおり。

・ 想定最大浸水深：3.0m～5.0m 未満（北側前面道路浸水実績有り）

※ 出典 荒川・入間川流域洪水ハザードマップ（想定最大規模）

エ 整備工事の発注方式は、要求水準書に基づく設計・施工一括発注方式（DB）を第一に検討する。

オ 施設の運営形態について、近年整備された他の施設の例を見ると様々な手法が用いられていることから、当該施設の今後について、施設整備と運営形態の両面から検討し、事業化計画の検討を進める。

カ 設計にあたっては、川越市環境方針に基づく、「公共工事における環境配慮指針」に沿って、環境への配慮を徹底するものとする。

#### 5 関係法令等の遵守

本業務を実施するに際し、以下に示す主な図書類及び法令、基準、指針等を遵守、留意するものとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則及び関係通知

(2) 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針（環境省）

(3) 汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（公益財団法人全国都市清掃会議）

(4) 循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（環境省）

(5) 廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針（環境省）

(6) 関係法令、条例、要綱

(7) その他本市が必要と認める図書等

## 6 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に際し、以下の書類を発注者に提出するものとする。なお、受理された事項を変更しようとする場合には、その都度発注者の承諾を受けなければならない。

### (1) 着手時の提出書類

- ① 委託業務実施計画書（指定様式）
- ② 管理技術者等通知書（指定様式）
- ③ その他発注者が必要と認める書類

### (2) 成果品の提出

本業務で成果品として提出する図書は、第2章8による。

成果品の作成及び編集方法等並びに成果品毎の提出時期について、あらかじめ発注者と協議すること。

### (3) 完了時の提出書類

- ① 委託業務実施報告書（指定様式）
- ② その他発注者が必要と認める書類

## 7 資料の貸与

(1) 現在発注者が所有し、業務の遂行に必要な資料はこれを貸与する。

(2) 貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ発注者に提出し、業務完了までの間で、かつ必要がなくなった場合は直ちに返却するものとする。

## 8 中立性の堅持

受注者は、常に中立性を堅持しなければならない。

## 9 機密の保持

受注者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。

## 10 技術協力について

本業務に関して技術協力を求める場合は、その業務内容、協力者の名称、技術協力が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

## 11 関係官公庁等との協議

本市が、関係官公庁等との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合は、受注者は誠意をもってこれにあたるものとする。

## 1.2 技術者の配置等

- (1) 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に提出しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- (2) 管理技術者は、本業務の履行に関し、業務の管理及び統轄を行う。
- (3) 受注者は、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
- (4) 照査技術者は、前項に規定する管理技術者を兼ねることができない。
- (5) 管理技術者及び照査技術者は、参加希望者と直接的かつ原則として1年以上の恒常的な雇用関係にあり、市が指定するそれを証する書類を提出できる者であること。
- (6) 管理技術者は、過去15年以内（平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間）に、国又は地方公共団体等が発注する以下の業務のどちらか1件以上を管理技術者として完了した実績を有すること。
  - ア し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）の整備に係る基本計画策定業務
  - イ し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）の整備に係る事業者選定支援業務
- (7) 管理技術者及び照査技術者は、技術士法に定める技術士（衛生工学部門：廃棄物管理）の登録をしたものであること。
- (8) 配置する技術者等の履行期間途中での交代は、業務の適正な履行の確保を阻害する恐れがあることから、死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き、原則として認めないものとする。その場合であっても、交代前後における技術者等の技術力を同等以上に確保すること。

## 1.3 その他

本業務が委託仕様書に定めない事項等、委託作業に疑義が生じた場合は、監督員に報告し指示に従うこと。

## 第2章 業務内容

本業務は、本市が計画している（仮称）川越市環境衛生センター（汚泥再生処理センター）整備事業（以下「整備事業」という。）の準備に係る業務を包括して行うものである。

### 1 施設整備基本方針策定支援

当市の整備計画（案）を踏まえ、本市に整備する汚泥再生処理センター（以下「計画施設」という。）の施設整備基本方針の策定を支援する。

#### (1) 基本条件、現況の確認、整理

本計画の基本条件について、確認、整理する。基本条件は概ね以下のとおりとする。

- ア 処理対象、し尿等の性状分析データ
- イ 既存処理施設の状況、運転管理状況、処理水放流先の状況、現状の問題点
- ウ 各種規制・基準のまとめ

#### (2) 施設整備基本方針の設定

計画施設の施設整備基本方針について設定する。設定に際しては、当市における整備計画（案）で、整備方針について比較検討していた内容に基づき設定すること。循環型社会形成推進地域計画との整合性をとること。対象項目は概ね以下のとおりとする。

- ア 処理システム（固液分離方式）
- イ 整備工事の予定工期
- ウ 計画処理量
- エ 施設規模、運転時間
- オ 計画施設における計画性状などの基準

### 2 事業手法検討

#### (1) 施設運営管理形態調査

施設整備後の運営管理については、従来方式（公共管理＋民間運転）にとらわれず、機能維持とコストの両面から最もメリットが得られる方式を検討するため、近年の施設運営管理形態調査を実施する。

#### (2) 事業方針についての検討

近年の施設運営管理の動向等を勘案して、PFIやDBOなどの導入可能性調査を実施し、公民連携事業などについて検討を行う。

#### (3) 施設運営管理方針の検討

事業方針に基づき、施設運営管理の方針について検討を行う。

### 3 予備設計

整備計画（案）及び施設整備基本方針を踏まえ、施設計画及び解体計画に関するモデルプランについて環境対策、安全対策を考慮して予備設計を行い、施設計画概要、計画施設の諸元及び図面等を作成する。

- (1) 施設配置計画  
施設配置計画、建築計画、建築設備計画、外構施設計画
- (2) 施設構成・設備計画  
処理フロー、施設の構成、受入・貯留設備、水処理設備、汚泥処理設備、脱臭設備、電気計装設備、ユーティリティ計画
- (3) 施設整備手順
- (4) 解体計画  
施設整備期間だけでなく、整備期間以降における既存施設の解体計画も含む。
- (5) 概算工事費  
施設計画及び解体計画の概算工事費を算定

#### 4 概算事業費等の算定

- ア 概算事業費や維持管理費を推計するため、他市の事例やプラントメーカー各社に対する調査を行い、施設整備に係る概算事業費や維持管理費を算定する。
- イ 事業費に係る財源計画を明らかにし、年度別の資金計画を定める。  
循環型社会形成推進地域計画との整合性をとること。

#### 5 整備事業者選定支援

- (1) 見積仕様書の作成  
プラントメーカー各社から、汚泥再生処理センター施設整備工事等に係る提案書の提出を依頼するために、工事の概要、契約条件、保証、性能、整備内容等を示した見積仕様書を作成する。
- (2) 要求水準書等の作成
  - ア 施設整備工事の要求水準書（案）の作成  
基本方針に基づき、要求水準書（案）を作成する。
  - イ 施設運営管理の要求水準書（案）の作成  
運営管理方針に基づき、要求水準書（案）を作成する。
- (3) 事業者選定支援等
  - ア 事業者募集書類等の作成支援  
入札公告、入札説明書、様式集、想定質問に対する回答（案）等の作成を支援する。
  - イ 事業者募集・選定に係る支援  
入札公告、入札説明書に基づく資格審査基準、事業者から提出されることになる提案書等の評価、審査方法について検討し、事業者選定基準の作成を支援する。また、選定審査委員会要綱、選定審査委員会用資料の作成を支援する。
  - ウ 選定事業者との契約手続きに係る支援  
事業者選定後の契約手続きを進めることに寄与する他事例等の情報提供や、契約手続きに係る助言を行う。

6 循環型社会形成推進交付金申請支援

(1) 交付金要望額の算定

本市が循環型社会形成推進地域交付金を要望するための支援として、施設整備に係る交付対象事業費を推計し、交付金の要望額を算定する。

(2) 循環型社会形成推進地域計画の作成

当市の排水処理の実績を検証し、申請時期に応じた循環型社会形成推進地域計画を作成する。循環型社会形成推進地域計画には費用対効果分析書も含む。

なお、別途作成した循環型社会形成推進地域計画（案）があるので参考にすること。

7 生活環境影響調査

整備対象施設の周辺地域における生活環境への影響について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境影響調査を実施する。

(1) 調査事項

調査にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省）に基づき、調査事項の整理から、現況調査、予測・分析、調査書の作成までを行う。現況調査の時期は、夏季及び冬季の2季とする予定。

なお、生活環境影響調査項目は、生活環境影響調査指針の例を基本とするが、施設計画の内容に基づき、必要な項目を協議の上で設定することとする。

し尿処理施設、汚泥脱水施設に関する生活環境影響調査項目の標準的な例

調査項目		生活環境影響要因	施設からの処理水の放流	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
		生活環境影響調査項目				
大気環境	大気質	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)	○			
		浮遊物質 (SS)	○			
		その他必要な項目 注)	○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。

※ 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省）より抜粋

## 8 成果品

成果品の作成及び編集方法等並びに成果品毎の提出時期について、あらかじめ発注者と協議すること。

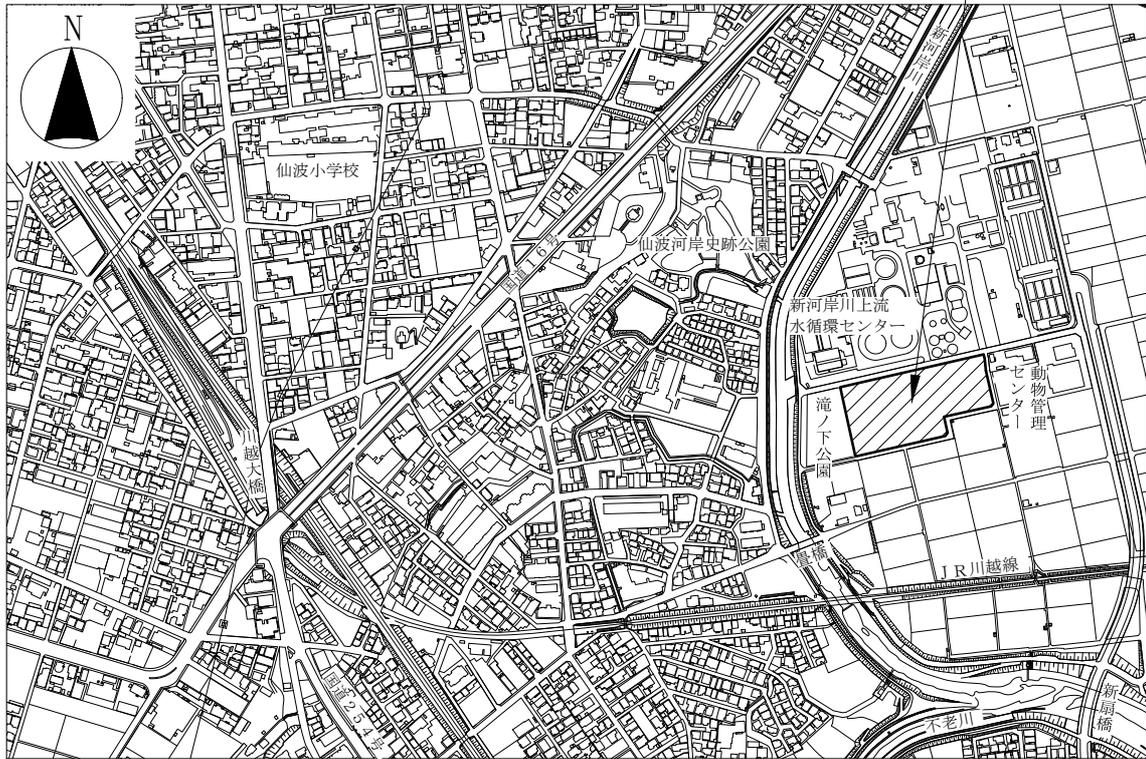
- |                        |      |
|------------------------|------|
| (1) 施設整備基本方針策定支援業務     |      |
| ①施設整備基本方針              | 5部   |
| (2) 事業手法検討業務           |      |
| ①施設運営管理形態調査書           | 5部   |
| ②事業方針                  | 5部   |
| ③施設運営管理方針              | 5部   |
| (3) 予備設計業務             |      |
| ①計画施設の予備設計             | 5部   |
| ②施設整備手順                | 5部   |
| ③解体計画                  | 5部   |
| ④概算工事費                 | 5部   |
| (4) 整備事業概算事業費          |      |
| ①整備事業概算事業費             | 5部   |
| (5) 整備事業者選定支援業務        |      |
| ①見積仕様書                 | 5部   |
| ②施設整備工事の要求水準書          | 5部   |
| ③施設運営管理の要求水準書          | 5部   |
| ④事業者選定基準書              | 5部   |
| (6) 循環型社会形成推進交付金申請支援業務 |      |
| ①交付金活用要望額              | 5部   |
| ②循環型社会形成推進地域計画         | 20部  |
| ③費用対効果分析書              | 20部  |
| (7) 生活環境影響調査業務         |      |
| ①生活環境影響調査書             | 20部  |
| ②生活環境影響調査書 概要版         | 200部 |
| (8) 業務全般               |      |
| ①打合せ、協議議事録             | 1式*  |
| ②月報                    | 1式*  |
| ③報告書等の電子媒体 CD-R        | 1式*  |

※ 年度毎に1式ずつ提出のこと。

施設名称	川越市環境衛生センター
所在地	川越市大字大仙波1249番地1

## 案内図

施設所在地



## 配置図 1/1200

